明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（内閣府三二）　二

○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同三三）　三

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　三

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務三九）　六

○無線設備規則の一部を改正する省令（同四〇）　二七

○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務五）　二九

○外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令（同六）　三〇

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四六）　三〇

○財務省組織規則の一部を改正する省令（同四七）　三一

○大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令（文部科学二二）　三四

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）　三六

○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八〇）　三六

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四一）　三七

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（同四二）　三七

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　三九

○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同五三）　四二

○倉庫業法施行規則の一部を改正する省令（同五四）　四三

〔規　則〕

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一三三）　四六

〔告　示〕

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第二十九条第二項第二号の規定に基づき、指定活用団体が預金をすることができる金融機関を指定する件（内閣府一四一六）　四七

○周波数割当計画の一部を変更する件（総務二一一）　四七

○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二一二）　四九

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二一三）　四九

○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同二一四）　五一

○小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二一五）　五二

○五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同二一六）　五三

○五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二一七）　五三

○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同二一八）　五四

○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二一九）　五六

○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二二〇）　五六

○電波法施行規則第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づく総務大臣が別に告示する場所を定める件（同二二一）　五七

○四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件（同二二二）　五七

○五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件（同二二三）　五八

○五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（同二二四）　五八

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二二五）　五九

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二二六）　六〇

○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同二二七）　六〇

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二二八）　六〇

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二二五）　六〇

○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（財務一七一）　六〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同一七二）　六〇

（以下次のページへ続く）